

## 積丹町事業継続・燃料費等負担軽減支援事業

コロナ禍において燃料費等の高騰により影響を受けている事業者の経営リスクの負担を軽減し、事業の継続を支援するため

# 事業継続・燃料費等負担軽減支援金

を助成します

□ 申請期間は、令和4年7月1日から同年12月9日迄です。

### 1 支援金の対象事業者 いずれにも該当すること。

(1) 町内で事業活動をしている個人又は法人で、次のいずれかに該当する事業者

- ① 商工会員又は観光協会会員である者で事業収入を有する事業者
  - ② 町内に店舗又は事業所を有する町民で事業収入を有する事業者
  - ③ 町内に店舗又は事業所を有する法人で事業収入を有する事業者
- ※ ②及び③は、漁協及び農協の組合員を除きます。

(2) 支援金受領後も事業活動を継続する意欲があること。

(3) 町民税の申告義務がある者で町税を滞納していない者であること。

(町税務課と分割納付等の協議により猶予中の者を含みます。)

### 2 支援金の額

直近1期分(直近1年間)の年間光熱水費の金額が <u>100万円以上</u> である事業者	7万円
直近1期分(直近1年間)の年間光熱水費の金額が <u>100万円未満</u> である事業者	3万円

※ 申請時点で事業期間が1年に満たない場合は、役場商工観光課へご相談ください。

### 3 申請に必要な主な書類

(1) 事業継続・燃料費等負担軽減支援金交付申請書・支援金交付請求書

(2) 令和3年分の確定申告書の控え等(法人は直近の事業実績がわかる決算書類等)の写し

(3) 光熱水費支出等調書

※ 商工会の一般会員又は観光協会の会員で、直近1期分(直近1年間)の年間光熱水費が100万円未満である事業者の方が、加盟団体を経由して申請する場合は、(2)及び(3)の書類の添付を省略することができます。

裏面に続きます。

## □ 申請手続きの流れ

### (1) 直近1期分(直近1年間)の年間光熱水費が100万円以上で、7万円の支援金を申請する場合

- ① 交付申請書・交付請求書
- ② 確定申告書の控え等
- ③ 光熱水費支出等調書



役場へ申請

※ 確定申告書の控え等の写しに、光熱水費の項目及び金額の記載がある場合は、③の書類の添付を省略することができます。

### (2) 直近1期分(直近1年間)の年間光熱水費が100万円未満で、3万円の支援金を申請する場合

原則として、次のとおり申請してください。

(加盟する団体への提出が困難な場合は、直接、役場へ申請することができますが、この場合は、確定申告書の控え等及び光熱水費支出等調書の添付を省略することはできません。)

## ★ 商工会員又は観光協会会員

- ① 交付申請書・交付請求書



それぞれの加盟団体  
(いずれか)に提出



役場へ  
申請

## ★ 商工会員又は観光協会会員以外

- ① 交付申請書・交付請求書
- ② 確定申告書の控え等
- ③ 光熱水費支出等調書

※ 確定申告書の控え等の写しに、光熱水費の項目及び金額の記載がある場合は、③の書類の添付を省略することができます

## 事業継続・燃料費等負担軽減支援金の申請方法について

申請書及び請求書に、下記の書類を添付して申請して下さい。

確認項目	必要書類	✓
事業活動を行っていることなどがわかる書類の写し	<b>【個人事業主】</b> 令和3年分の確定申告書 ○ 青色申告の場合 「確定申告書B第一表・第二表、青色申告決算書」 ○ 白色申告の場合 「確定申告書B第一表・第二表、収支内訳書」 ○ 確定申告書の提出ができない場合 営業実態がわかる書類として所得課税証明書、令和3年中の売上（月別）帳簿、その他営業実態が確認できる書類	✓
	<b>【法人】</b> 直前の事業年度に係る確定申告書又は決算書 ○ 「確定申告書別表一・法人事業概況説明書」	✓
	直近事業年度の売上（月別）がわかる書類 ○ 月別売上明細表（複数の業態による事業を営む事業者や他市町村でも事業を営む事業者は、本町に係る分のみ記載すること。 ※事業年度が平成3年1月から令和3年12月の法人で、法人事業概況説明書に売上金額の記載がある場合、又は、決算書等の提出により把握することができる場合は省略が可能です。	✓
	光熱水費支出等調書	✓

※ 書類の添付を省略することができる場合があります。

本事業に係るチラシをご確認いただくか、又は、役場商工観光課までお問い合わせ下さい。